

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会  
**自治労共済本部**  
全日本自治体労働者共済生活協同組合

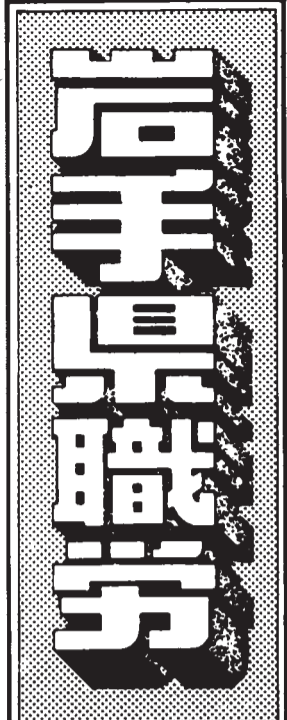
「くみあい」だからできる助け合い!!

年に一度の  
共済制度利用の  
ご案内!!

若年層型の新設 がん診断・がん死亡特約の新設

組合員と家族の生活を守る

# 『じちろう共済』を利用しよう!



月2回刊=号 外  
2018年5月15日 発行  
発行日 毎月15日30日  
発行所  
盛岡市内丸10番1号  
岩手県庁内  
岩手県職員労働組合  
印刷所  
盛岡市上田二丁目17-4  
有限会社 ジロー印刷企画  
一部 40円  
組合員購読料は組合費に含む

病気やけがなど“もしも”に備える最初の一歩  
いのちと健康の共済

## 団体生命共済

団体定期生命共済

日帰り入院も安心!

病気・不慮の事故の場合は、日帰り入院からお支払いの対象です。(※1日以上初日から)

5大成人病を手厚くカバー

5大成人病で入院したときは、病気入院共済金に加えて成人病入院共済金がお支払い対象です。

不慮の事故の場合は通院だけでも保障

不慮の事故の場合は、入院がなくても5日以上通院でお支払い対象となります。

さまざまな保障があります

・災害障害共済金・手術共済金  
・傷病障害共済金・疾病診断共済金  
・ドナー共済金・診断書補助金 など  
きめ細やかな保障!

団体生命共済 通常型

■掛金と保障の例 (例えば、月々4,920円)でこのような保障が受けられます。)

死亡・重度障がい	1,000万円
不慮の事故・感染症による死亡災害障害共済金	死亡2000万円、身体障害状態1000万円~40万円
不慮の事故による入院(初日から180日限度)	日額5,000円
不慮の事故による通院(初日から60日限度)	日額2,500円
病気による入院(初日から180日限度)	日額5,000円
病気による退院後の通院(初日から60日限度)	日額2,500円
5大成人病での入院(入院5日目から360日限度)	日額5,000円
手術(所定の手術1回につき、手術の種類に応じて)	20万円・10万円・5万円のいずれか
傷病障がい/肝硬変または慢性肺炎と診断	50万円
臓器提供のための手術	10万円
診断書料補助	5,000円

がん診断・がん死亡(全員に付帯されます)

がん診断(初めてがん診断されたとき)	20万円
がん死亡(死亡共済金にプラスして上乗せ)	20万円

※若年層型の場合は、それぞれ10万円となります。

団体生命共済 若年層型(30歳以下の組合員限定)

■掛金と保障の例 (例えば、月々2,540円)でこのような保障が受けられます。)

死亡・重度障がい	500万円
不慮の事故・感染症による死亡	1,000万円(上記500万円を含む)
入院(1日以上初日から)	日額3,000円
不慮の事故による入院前・退院後の通院(1日以上初日から)	日額1,500円
不慮の事故による通院(入院を伴わないとき、5日以上初日から)	日額1,500円
病気による退院後の通院(連続5日以上入院後の通院を初日から)	日額1,500円
手術(所定の手術1回につき、手術の種類に応じて)	12万円・6万円・3万円のいずれか
傷病障がい/肝硬変または慢性肺炎と診断	50万円

【団体生命共済】  
いざという時の入院・通院のほか、成人病特約への給付などもセットとなっていて、ライフスタイルに応じてコースを選択することができます(年1回の見直しが可能です)。

【制度改正点】  
◎若年層型の新設  
30歳以下の組合員限定での若年層型を新設しました。主な特徴としては、死亡・重度障がいへの保障額を抑えて掛金負担を軽減していること、入院・通院保障もサポートします。通常型(H型)では掛金負担が大きいと思われている方は是非若年層型の加入もご検討ください。

【長期共済・税制適格年金】  
退職後の保障として、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後の保障(年金・医療・遺族保障)を選択することができます。積立期間が長ければ長いほど、無理なく退職後の保障のための資金を確保できます。早めの加入がゆとりにつながります。退職後の資産形成のニーズが高まるなか、長期共済・税制適格年金の活用もお勧めします。

【親子共済】  
積み立てた掛金をお子さまの高校卒業のときにお支払い。教育資金の積み立てだけではなく、万一のときの保障をプラスした共済です。掛金は月払で1口5,000円。お子さま1人あたり4口まで加入できます。

【交通災害共済】  
加入できる方は契約者及び生計を一にするご家族の方。年齢及び健康状態を問いません。日本国内はもちろん、国外の事故も対象になります。

【注意ください!】  
これまで「非通常就業者」(疾病または傷害のため現に休業または安静加療をしている、または治療目的で最近1年間に手術を受けたなどの告知事項に該当する方)の方も、H型への加入が可能となっていました。10月発効時からは新規の利用ができなくなります。該当の方は9月までの加入が必要となりますので、ぜひ利用を検討ください。

【長期共済・税制適格年金】  
退職後の保障として、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後の保障(年金・医療・遺族保障)を選択することができます。積立期間が長ければ長いほど、無理なく退職後の保障のための資金を確保できます。早めの加入がゆとりにつながります。退職後の資産形成のニーズが高まるなか、長期共済・税制適格年金の活用もお勧めします。

【親子共済】  
積み立てた掛金をお子さまの高校卒業のときにお支払い。教育資金の積み立てだけではなく、万一のときの保障をプラスした共済です。掛金は月払で1口5,000円。お子さま1人あたり4口まで加入できます。

【交通災害共済】  
加入できる方は契約者及び生計を一にするご家族の方。年齢及び健康状態を問いません。日本国内はもちろん、国外の事故も対象になります。

【長期共済】  
退職後の保障として、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後の保障(年金・医療・遺族保障)を選択することができます。積立期間が長ければ長いほど、無理なく退職後の保障のための資金を確保できます。早めの加入がゆとりにつながります。退職後の資産形成のニーズが高まるなか、長期共済・税制適格年金の活用もお勧めします。

継続・新規の申込期限は6月15日

申込用紙は「継続利用(変更なし)」も全員回収です

在職中のいのちと健康を守る共済

## 団体生命共済

団体定期生命共済

1年満期の生命共済です。家計にやさしい掛金で大きな安心。入院は日帰りから保障、連続5日以上の成人病入院にはさらに手厚く保障します。各種通院共済金や手術共済金も用意。組合員が加入すれば、配偶者・お子さまも利用できます。

住宅や家財のための共済

## 住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済【火災共済】大切な住宅・家財を火災中心にしっかり備える共済。賃貸住宅の方も大切な家財のために利用できます。【自然災害共済】風水害・地震から盗難まで幅広く備えられます。火災共済に付帯して利用します。

お子さまのための積み立て型の共済

## 親子共済

個人長期生命共済

積み立てた掛金をお子さまの高校卒業のときにお支払い。教育資金の積み立てだけではなく、万一のときの保障をプラスした共済です。掛金は月払で1口5,000円。お子さま1人あたり4口まで加入できます。

【住まいる共済(火災共済・自然災害共済)】  
火災・風水害・地震などのさまざまなリスクに対応します。さらに、近隣の延焼による損害に対応するための「類焼損害補償特約」などの特約も付帯できます。万が一の災害に備えて、「住まいる共済」をご利用ください。

今からはじめる退職後のための積み立て型の年金

## 税制適格年金

新団体年金共済

組合員本人の年金のための、積み立て型の共済です。積立期間中の掛金は個人年金保険料控除の対象となります。

今からはじめる退職後のための積み立て型の共済

## 長期共済

在職中：新団体年金共済  
退職後：新団体年金共済  
個人年金共済  
個人長期生命共済  
終身生命共済

在職中に掛金を積み立て、退職のときに必要に応じて年金・医療保障・遺族(死亡)保障を組み合わせて選べます。

住宅や家財のための共済

## 交通災害共済

交通災害共済

加入できる方は契約者及び生計を一にするご家族の方。年齢及び健康状態を問いません。日本国内はもちろん、国外の事故も対象になります。

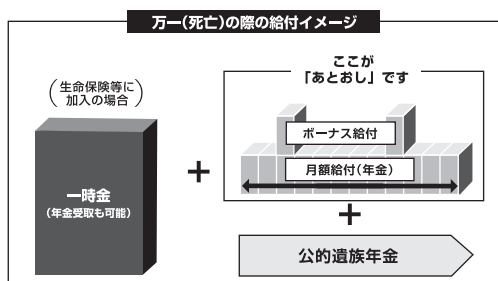
なお、団体生命共済に加入のうえで他の制度をご利用ください。  
詳しい内容は、職場配布されますパンフレット等に記載しておりますので、ぜひ、ご家族を含めてご覧いただき、利用や保障内容の変更をご検討くださるようお願いいたします。

# 遺族附加年金共済 あとおし

## 県職労独自の共済

申込用紙は「継続利用」も全員回収です

遺族附加年金共済「あとおし」は、組合員が万が一死亡された場合などに、公的給付の不足分を補い、ご遺族の皆さんの経済的・精神的な不安を和らげるものです(左図)。公的遺族年金だけでは現在の生活水準



### ①受取額・期間の増に伴う改定

旧 (現在加入) コース	新 (移行) コース
Aコース (月給)	Cコース (月給)
Bコース (月給)	Dコース (月給)
A1コース (月給+ボーナス)	C1コース (月給+ボーナス)
B1コース (月給+ボーナス)	D1コース (月給+ボーナス)

※就業状況および健康状態が申込書の告知内容に記載された状態と異なる場合には、移行ができませんのでご注意ください。

### 〔改定例〕

死亡・高度障害保険金	死亡・高度障害保険金
<p>＜受取総額＞ 約2,612万円</p> <p>＜年金原資＞ 2,386万円</p> <p>受取期間</p> <p>月額 (平均) 約10.8万円</p>	<p>＜受取総額＞ 約3,160万円</p> <p>＜年金原資＞ 2,852万円</p> <p>受取期間</p> <p>月額 (平均) 約11.9万円</p> <p>22年</p>
2017年月額保険料：2,935円	2018年月額保険料：2,966円

### ②お求めやすいコースの新設

●Eコース (月額給付)、E1コース (月額+ボーナス給付) の保険料

年齢 (保険年齢)	月額給付 (円)		ボーナス給付 (円)	
	男性	女性	男性	女性
18-35	994	670	2,495	1,681
36-40	978	846	2,501	2,164
41-45	941	724	2,770	2,132
46-50	987	756	2,789	2,137
51-55	964	679	3,326	2,345
56-60	961	591	3,360	2,065

●Eコース (月額給付)、E1コース (月額+ボーナス給付) の給付表

年齢 (保険年齢)	月額給付				ボーナス給付			
	年金原資 (円)	年金月額 (円)	受取期間 (年)	月額給付 (円)	年金原資 (円)	年金月額 (円)	受取期間 (年)	月額給付 (円)
18-35	1,197	4.4	25	1,347	496	11.1	25	558
36-40	940	3.9	22	1,041	397	10	22	440
41-45	677	3	20	741	329	9	20	360
46-50	491	2.9	15	523	229	8.1	15	243
51-55	316	2.7	10	327	180	9.3	10	186
56-60	208	3.5	5	210	120	12.1	5	121

①受取額・期間の増に伴う改定  
保険料の算出の基礎となる「標準生命表」の改定

若年層の方や子どもが大きくなったので保障額を減らしたい方向けにEコース (月額給付のみ)、E1コース (月額給付+ボーナス給付) を新設しました。月

を維持することは難しいことから、県職労独自の共済を設けています。多くの組合員のご支援により過去20年間で39件、約一千万円以上のご遺族の役に立っています。

「制度改定内容」  
若年層の方や子どもが大きくなったので保障額を減らしたい方向けにEコース (月額給付のみ)、E1コース (月額給付+ボーナス給付) を新設しました。月

## 県職労総合共済規程等改正に係る職場討議を行います

### 組合員等の積極的なご意見をお願いします

県職労は、3月3日の第119回臨時大会において、県職労総合共済制度の見直しに係る職場討議案を提案し、賛成多数で可決されました。今回、県職労総合共済制度の改正理由、改正内容などについて掲載し、組合員等皆さんの討議を要請します。今回の改定は、準組合員や出向者にも関係する。ことから、準組合員・出向者の皆さんからも意見を募集します。

### 〔県職労総合共済とは〕

組合員の相互扶助として、組合員から徴収する掛金 (月額1,100円) を財

### 〔改正事項及び理由〕

昨今、組織人員が減少しており、これに伴い主要財

源の掛金収入が減少し、毎

年の繰越収支差額の減で事

業を継続しています。この

ことから、共済掛金と給付

水準の均衡をはかるため、

見直しを行うものです。な

お、組合員の掛金及び給付

水準は現行を維持します。

〔改正事項①〕

準組合員 (甲) の協力費

を月額100円から月額

500円に引き上げ。

〔改正理由〕

1月当たりの教宣費や各

種共済利用等の相談対応な

どの実費相当分として徴収

します。

〔改正事項②〕

〔退職者・再任用等向け〕

準組合員 (乙) の掛金額・

療養給付の総給付限度額に

関し、掛金と給付の均衡を

踏まえ、それぞれの次の通り

改正します。

ア. 掛金額

月額1,000円から月額

1,500円に引き上げ

イ. 療養給付の総給付限度額

100万円から50万円とする

### 改正内容 (新旧対照表)

改正前	改正後
<p>岩手県職員労働組合総合共済規程</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理職等認定者及びIT業務センター管理職等認定者 前号に規定する金額に月額100円の協力費をあわせて徴収する。</p> <p>(3) 準組合員乙 (退職者) 掛金は月額1,000円とし、満70歳に達する月の属する月までの分を全額一括払込とする (次項に定める一括払込の場合を除く)。ただし、退職時 (準組合員乙 (再任用) の場合は再任用職員の退職時) に自治労セト共済に加入している者については、共済期間終了までの月数に応じ、月額300円 (自治労共済再共済掛金) を一括徴収する。</p> <p>(4) 準組合員乙 (再任用等) 掛金は月額1,000円 (うち自治労共済再共済掛金300円を含む) とし、満70歳に達する月の属する月までの分を全額一括払込とする (前項に定める一括払込の場合を除く)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第24条 (略)</p> <p>附則 この規程は、2015年4月1日から適用する。</p>	<p>岩手県職員労働組合総合共済規程 (案)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理職等認定者及びIT業務センター等認定者 前号に規定する金額に月額500円の協力費をあわせて徴収する。</p> <p>(3) 準組合員乙 (退職者) 掛金は月額1,500円とし、満70歳に達する月の属する月までの分を全額一括払込とする (次項に定める一括払込の場合を除く)。ただし、退職時 (準組合員乙 (再任用) の場合は再任用職員の退職時) に自治労セト共済に加入している者については、共済期間終了までの月数に応じ、月額300円 (自治労共済再共済掛金) を一括徴収する。</p> <p>(4) 準組合員乙 (再任用等) 掛金は月額1,500円 (うち自治労共済再共済掛金300円を含む) とし、満70歳に達する月の属する月までの分を全額一括払込とする (前項に定める一括払込の場合を除く)。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第24条 (略)</p> <p>附則 1 この規程は、2019年4月1日から適用する。ただし、別表第2に係る改正については、議決の日の翌日から施行する。 2 この規程の施行日の前々日までに岩手県職員又は岩手県工業技術センターを退職し、かつ規程第14条第3号及び第4号における掛金を払込した準組合員乙 (退職者) 及び準組合員乙 (再任用) にかかる規程第9条関係別表1 (2) 及び (3) に係る療養費の総給付限度額は、なお従前の例による。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 〔別表部分〕

改正前	改正後																														
<p>別表1 (略)</p> <p>(1) 組合員、準組合員甲 (略)</p> <p>(2) 準組合員乙 (退職者)</p> <table border="1"> <tr><th>科</th><th>日</th><th>給付金額</th></tr> <tr><td>本人</td><td></td><td>100,000</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td></td><td>30,000</td></tr> <tr><td>療養費</td><td></td><td>※1ヶ月1件の自己負担金 (一部負担金払戻制度による給付がある者については、当該給付額を差し引いた額とする) から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。ただし、総給付限度額として、準組合員 (乙) 加入期間中に、20年以下は100万円、20年以上は150万円を限度とする。なお、乙加入2002年3月までの診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。</td></tr> <tr><td>健康祝金 (品)</td><td></td><td>20,000円以内 (ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く)</td></tr> </table>	科	日	給付金額	本人		100,000	配偶者		30,000	療養費		※1ヶ月1件の自己負担金 (一部負担金払戻制度による給付がある者については、当該給付額を差し引いた額とする) から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。ただし、総給付限度額として、準組合員 (乙) 加入期間中に、20年以下は100万円、20年以上は150万円を限度とする。なお、乙加入2002年3月までの診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。	健康祝金 (品)		20,000円以内 (ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く)	<p>別表1 (略)</p> <p>(1) 組合員、準組合員甲 (略)</p> <p>(2) 準組合員乙 (退職者)</p> <table border="1"> <tr><th>科</th><th>日</th><th>給付金額</th></tr> <tr><td>本人</td><td></td><td>100,000</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td></td><td>30,000</td></tr> <tr><td>療養費</td><td></td><td>※1ヶ月1件の自己負担金 (一部負担金払戻制度による給付がある者については、当該給付額を差し引いた額とする) から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。ただし、総給付限度額は50万円を限度とする。なお、乙加入2002年3月までの診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。</td></tr> <tr><td>健康祝金 (品)</td><td></td><td>20,000円以内 (ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く)</td></tr> </table>	科	日	給付金額	本人		100,000	配偶者		30,000	療養費		※1ヶ月1件の自己負担金 (一部負担金払戻制度による給付がある者については、当該給付額を差し引いた額とする) から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。ただし、総給付限度額は50万円を限度とする。なお、乙加入2002年3月までの診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。	健康祝金 (品)		20,000円以内 (ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く)
科	日	給付金額																													
本人		100,000																													
配偶者		30,000																													
療養費		※1ヶ月1件の自己負担金 (一部負担金払戻制度による給付がある者については、当該給付額を差し引いた額とする) から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。ただし、総給付限度額として、準組合員 (乙) 加入期間中に、20年以下は100万円、20年以上は150万円を限度とする。なお、乙加入2002年3月までの診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。																													
健康祝金 (品)		20,000円以内 (ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く)																													
科	日	給付金額																													
本人		100,000																													
配偶者		30,000																													
療養費		※1ヶ月1件の自己負担金 (一部負担金払戻制度による給付がある者については、当該給付額を差し引いた額とする) から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。ただし、総給付限度額は50万円を限度とする。なお、乙加入2002年3月までの診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。																													
健康祝金 (品)		20,000円以内 (ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く)																													

改正部分は、太字 (ゴシック) の部分である。なお、準組合員2(再任用)も同様の改正を行う

### 改正事項①

準組合員 (甲) の協力費の引き上げ (月額100円→500円)

### 改正事項② ア

準組合員 (乙) の掛金額の引き上げ (月額1,000円→1,500円)

### 改正時期・経過措置

2019年4月からとする。ただし、退職者への給付は2019年3月末の退職者から適用し、これまでに退職した方は従前の給付とします。

### 改正事項② イ

準組合員 (乙) の療養給付の総給付限度額を100万円から50万円とする (県職労総合共済規程細則も同様に改正します)

これまでの平均掛金額と給付実績を考慮したもので、なお、定年退職時のモデルにおいて、退職後別金 (平均20万円) でもって掛金納付 (平均17万円) できる水準に設定します。

### 〔改正時期〕

6月9日開催の第120回定期大会で決定し、一定の周知期間を設けたうえで、2019年4月から適用します。なお、退職者への給付は、2019年3月末の退職者から適用し、これまでに退職した方への給付内容は従前のとおりとし

意見申出は、本部又は各支部に6月1日(金)までお願いします。意見内容は、意見を反映したうえで、総合共済運営審議会が審議し、県職労定期大会で改正案を提案する予定です。

額保険料は千円以下に抑えたい保険金額及び受取期間の充実のため、新たなコースを設定しました。既に入されている方は、原則として新コースへの移行に伴い、掛金差額が発生しますが、受け取り期間延長のメリットがありますので、ご理解をお願いします。

ステージに応じてご利用をご検討ください。今後の子どもの出産等で保障額を増やの移行ができます。

したい場合には、C・C1コース、D・D1コースへの移行ができます。

関し、掛金と給付の均衡を踏まえ、それぞれの次の通り改正します。

〔改正事項③〕  
貸借対照表の会計科目に「その他積立金」を加えます (会計処理上の整理)。この部分の改正は改正時施行とします。

〔職場討議について〕  
改正概要に係る意見について、支部・分会での討議を要請します。なお、今後の改正は準組合員や出向者にも関係することから、準組合員や出向者も意見を申し出ることが出来ます。